

サービス等利用計画について

障害福祉サービスをご利用になるすべての方（新規申請及び更新）に「サービス等利用計画」の提出をお願いしています。

◎サービス等利用計画とは…？

ご本人の希望や生活の課題を整理し、ご利用になるサービスの種類や量をまとめた計画のことです。区は、計画をもとにサービスの支給決定をします。また、定期的にサービス内容を見直す「モニタリング」が行われます。

◎だれが作るの…？

【相談支援専門員】に作成を依頼します。

下記のサイトから事業所を検索することができます。（墨田区以外の事業所も利用可能）依頼先をお選びください。

[東京都障害者サービス情報\(外部サイト\)](#)

（PCはCtrlを押しながらクリック、スマホは長押しして新しいタブで開く）

東京都障害者サービス情報⇒ 事業所検索⇒
→所在地から探す⇒ 事業所所在地☒墨田区⇒
次へ⇒ サービス ☒計画相談支援又は、☒障害児相談支援⇒

区のケースワーカーが依頼のお手伝いもできます。

◎費用は…？

計画作成やモニタリングは **無料** です。

訪問等にかかる相談支援専門員の交通費等は、本人負担となる場合があります。

◎計画相談を利用するとどうなるの…？

相談支援専門員と相談することで、生活のことで困っていること、やりたいこと、目指したいことを一緒に考えてもらえるようになります。

◎介護保険のサービスを利用している（利用し始める）場合は…？

介護支援専門員（ケアマネージャー）にサービス全体を踏まえて計画を作成してもらうため、原則、相談支援専門員に計画を作成してもらう必要はありません。